細則

(趣旨)

第1条 この細則は、個人情報の適正な取扱いに関する規程第23条に基づき、特定個人情報等の適正な取扱いに当たって遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この細則において、「特定個人情報等の取扱い」とは、特定個人情報等の取得、保管、利用、 提供、委託及び廃棄・消去をいう。
- ② この細則において、「職員」とは、本学の組織内にあって直接又は間接に本学の指揮監督を受けて本学の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者のみならず、本学との間の雇用関係にない者(本学に派遣された労働者等)を含む。

(特定個人情報等を取扱う事務の範囲)

- 第3条 本学が、職員に関して特定個人情報等を取扱う事務の範囲は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 健康保険·共済·国民年金保険届出事務
 - (2) 雇用保険届出事務
 - (3) 源泉徵収・特別徵収事務
 - (4) 非居住者等への支払に関する支払調書作成事務
 - (5) 退職手当金等受給者別支払調書作成事務
 - (6) 財産形成関係調書作成事務
 - (7) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
 - (8) 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ② 前項各号を除くほか、職員本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報等の取扱いをしてはならない。

(管理責任体制)

- 第4条 特定個人情報等の取扱いに関する管理責任体制については、個人情報規程等を適用する。
- ② 各部局等の業務内容に応じて、特定個人情報等を取扱う事務取扱担当者を置く。

(事務取扱担当者の監督)

第5条 部局統括責任者は、特定個人情報等がこの細則に基づき適正に取扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(教育)

第6条 本学は職員に対して、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに、適切な教育 を行う。

(運用状況の記録)

第7条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の運用状況を確認するため、システムログ又は利用実績 を記録する。

(取扱状況の記録)

第8条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況を記録する。なお、当該記録には、特定個人 情報等は記載しないものとする。

(特定個人情報等の漏えい事案等への対応)

- 第9条 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故その他緊急事態(以下「漏えい事案等」という。)が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、発見者は所定の者に報告し、個人情報保護統括責任者、個人情報保護管理責任者、部局統括責任者、職場責任者は、所定の報告及び必要な措置を行わなければならない。具体的な対応については別に定める。
- ② 本学は、漏えい事案等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係および再発防止策を早急に公表する。

(取扱状況の把握および安全管理措置の見直し)

第10条 部局統括責任者は、年1回以上、特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、 見直し及び改善に取り組む。 (監査の実施)

- 第11条 監査責任者は、特定個人情報等の安全管理措置についての監査を実施し、監査結果を個人情報保護統括責任者に報告する。
- ② 個人情報保護統括責任者は、前項の報告を受け、監査結果を個人情報保護管理責任者に通知する。
- ③ 個人情報保護管理責任者は、前項の報告を受け、必要に応じて部局統括責任者に対し、課題及び 問題点への対応等の改善を指示する。
- ④ 部局統括責任者は、前項により改善の指示があった事項について、必要な対策を行わなければならない。
- ⑤ 本学は、第1項の監査責任者による監査結果を公表し、必要がある場合には、外部監査を受ける ものとする。

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第12条 本学は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報等を取り扱う情報システムを管理する区域(以下「管理区域」という。)及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、それぞれの区域に対し、適切な安全管理措置を講じる。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第13条 本学は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等 の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じる。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第14条 本学は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、適切な措置を講じる。なお、「持ち出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、キャンパス内での移動等も持ち出しに該当するものとする。

(廃棄・消去における物理的安全管理措置)

第15条 本学は、特定個人情報等を廃棄・消去する場合は、復元困難な方法を採用するとともに、廃棄・消去した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に廃棄・消去したことについて、証明書等により確認するものとする。

(アクセス制御)

第16条 本学は、情報システムを使用して特定個人情報等を取扱う事務を行う場合、適切なアクセス 制御を行う。

(アクセス者の識別と認証)

第17条 特定個人情報等を取り扱う情報システムには、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを認証する機能を備える。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第18条 本学は、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み を導入し、適切に運用する。

(情報漏えい等の防止)

第19条 本学は、特定個人情報等を暗号化するなど、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため の措置を講ずる。

(委託先における安全管理措置)

- 第20条 本学は、特定個人情報等を取扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、本学自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
- ② 本学は、特定個人情報等を取扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、本 学自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なう。
- ③ 本学は、特定個人情報等を取扱う事務の全部又は一部を委託先が再委託する場合には、委託をする事務において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認したうえで、再委託の諾否を判断する。

(補則)

第21条 この細則に定めるもののほか、特定個人情報等の適正な取扱いに必要な事項については、別に定める。

附 則

この細則は、平成27年11月1日から施行する。